



いわき市からの お知らせ

いわき市民憲章
わたくしたち いわき市民は

- 1 元気で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、明るいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 教養を高め、文化のまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、緑のまちをつくりましょう。

令和5年台風第13号による被災者支援パンフレットについて

市では、令和5年台風第13号により被災した皆様の生活再建を支援するため、各種制度の概要をとりまとめたパンフレットを作成しましたので、皆様の生活再建のための一助としていただければ幸いです。

パンフレットは、市役所本庁舎（1階 生活再建市民総合案内窓口）や各支所の窓口で配布しているほか、市公式ホームページにも掲載しています。

1 主な支援策について

- (1) リ災証明書、被災証明書に関すること
- (2) 税の減免・徴収猶予等に関すること
- (3) 被災者生活再建支援金、被災救助費等の給付に関すること
- (4) 子育て・教育に関すること
- (5) 賃貸型応急住宅や応急修理制度など住宅に関すること
- (6) 市民生活の支援に関すること
- (7) 制度資金など事業者支援に関すること
- (8) その他、各種相談窓口に関すること

パンフレットはこちら



2 留意していただきたい事項

- (1) パンフレットの内容は、新たな制度が決まり次第、更新しますので、市公式ホームページなどで最新の情報を確認してください。
- (2) 支援策の活用にあたっては、市が住家の被害状況を調査し、その程度を証明する「リ災証明書」が必要となる場合があります。まだ申請されていない方は、早めの申請をお願いします。

(参考) パンフレットに記載している主な支援制度

支援の種類	支援の内容 (詳細は、パンフレットで確認してください。)	問い合わせ先										
り災証明書	被害を受けた住家について、確認・調査のうえ、証明書を発行します。	専用ダイヤル 38-9104										
被災証明書	被害を受けた非住家、建物以外(家財、車両等)の被害について、証明書を発行します。	財政部市民税課 22-7426、7427										
市被災救助費救助金	住家が全壊、半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)または床上浸水した場合に、救助金を支給します。 ※ り災証明書が必要です。	保健福祉部保健福祉課 22-7612										
被災者生活再建支援制度	住家が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給します。 ※ り災証明書が必要です。	保健福祉部保健福祉課 22-7451										
学用品の支給 被災した教科書の再給与	住家が床上浸水等により被害を受けた児童生徒に対し、学用品の支給や滅失した教科書を再給与します。	各学校からの案内をお待ちください。										
災害救助法に基づく住宅の応急修理制度	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊と判定された住家を、市が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理します(損壊の程度に応じて上限があります。) ※ 対象要件について、事前にお問い合わせください。 ※ り災証明書が必要です。	都市建設部建築指導課 22-7516										
賃貸型応急住宅制度 (民間賃貸住宅の供与)	住家が全壊、または半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む。)であって、住み続けることが困難な程度の傷み等がある場合等に、民間賃貸住宅を借り上げ、供与する制度です。 入居期間は、原則1年以内となります。 ※ り災証明書が必要です。	住宅プロジェクトチーム 38-3836										
災害廃棄物運搬車両、 床下乾燥用の送風機、 高圧洗浄機、 排水用ポンプ等の貸出	災害廃棄物運搬車両や各種資機材の貸出を行っています。 <table border="1" data-bbox="507 1541 1155 1827"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>受付・貸出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬用車両</td> <td>勿来支所、内郷支所、立町集会所、上代集会所</td> </tr> <tr> <td>排水用ポンプ</td> <td>立町集会所、上代集会所</td> </tr> <tr> <td>送風機</td> <td>保健所、勿来・田人保健福祉センター、</td> </tr> <tr> <td>高圧洗浄機</td> <td>立町集会所、上代集会所</td> </tr> </tbody> </table> ※貸出方法がそれぞれ異なりますので、詳しい内容については、問い合わせ先までお願いします。	区分	受付・貸出場所	運搬用車両	勿来支所、内郷支所、立町集会所、上代集会所	排水用ポンプ	立町集会所、上代集会所	送風機	保健所、勿来・田人保健福祉センター、	高圧洗浄機	立町集会所、上代集会所	災害廃棄物運搬車両及び 排水用ポンプ ⇒ ごみ減量推進課 22-7559 床下乾燥用の送風機及び 高圧洗浄機 ⇒ 保健所生活衛生課 27-8591
区分	受付・貸出場所											
運搬用車両	勿来支所、内郷支所、立町集会所、上代集会所											
排水用ポンプ	立町集会所、上代集会所											
送風機	保健所、勿来・田人保健福祉センター、											
高圧洗浄機	立町集会所、上代集会所											

このほかにも支援制度がありますので、パンフレットで確認してください。

<問い合わせ先>

被災者総合相談窓口 (市役所本庁舎1階)

電話 0246-22-1282

受付 平日 午前8時30分～午後5時15分